

(別紙)

# 誓約書

令和 年 月 日

独立行政法人農林漁業信用基金  
総括理事 出倉 功一 殿

(住所)  
(商号又は名称)  
(代表者氏名) 印

調達件名：「広告用チラシ」の印刷業務

に参加するに当たって、下記のとおり誓約します。

## 記

- 弊社は本件仕様書について十分に理解した上で参加しており、貴殿と綿密な調整を行いながら、万全の体制で業務実施ができることから、確実に履行できること。
- 独立行政法人農林漁業信用基金契約事務取扱細則第10条の規定に該当しない者であること。(裏面参照)
- 見積書提出期限の日現在において、有効な各省各庁における物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格(以下「全省庁統一資格」という。)を有しており、本件公告3(2)に記載した業種及び等級の認定を受けていること。
- 契約成立後に、競争参加資格がないことが判明する等の理由で、独立行政法人農林漁業信用基金が見積を無効と判断した場合、契約が解除となることを承知したうえで参加したこと。

(裏面)

独立行政法人農林漁業信用基金契約事務取扱細則 (抄)

(一般競争に参加させることができない者)

第10条 契約担当役等は、特別の理由がある場合を除き、次の各号の一に該当する者を一般競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 反社会的勢力(暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団及び個人をいう)又はその関係者と認められる者

2 契約担当役等は、次の各号の一に該当すると認められる者を、特別の理由がある場合を除き、その事実があった後2年間一般競争に参加させることができない。

また、これらの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (7) 競争参加資格審査申請書及び添付書類の重要な事項又は事実についての虚偽の記載をし、又は記載をしなかった者
- (8) 商法(明治32年法律第48号)その他の法令の規定に違反して営業を行った者

3 契約担当役等は、各省各庁から指名停止等を受けている者を一般競争に参加させることができない。